

京都市告示第507号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年1月7日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科日ノ岡経4号線	山科区日ノ岡朝田町15番地の14地先から同町14番地の3地先まで	告示の日
山科西野山経16号線	山科区西野山射庭ノ上町265番地の2地先から同町264番地の1地先まで	同上
南第四緯4号線	南区西九条院町16番地地先から同町17番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)